

## 市民文化資産の選定の視点

- ・所有者等が市民文化資産の価値を尊重し、その維持及び管理に努めていること。
- ・地域住民に長く保護され継承されてきた各地域の個性を表象するものであること。
- ・市民が誇りをもつことができ、魅力を共有できるものであること。
- ・公開、活動等の機会を通して市民が共有できるもの（望見や観察することのできるものを含む。）
- ・保全、活用、再生、再現、創作等の意欲があり、将来の世代に引き継がれるもの。
- ・こころ豊かな市民生活の実現に資するものであること。
- ・まちづくりの資源となるようなもの。
- ・文化資産の保全活用と他の公益との調整に留意すること。

## 選定基準

分野	定義	基準	備考
生活文化 資産	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、地域住民の生活の推移を理解するうえに欠くことのできないものかつ地域住民にとって愛着のあるもの	<p>一定の期間（おおむね 30 年）以上継承されてきたもので、次のいずれかに該当するもの</p> <p>一) 衣服、装身具、食習慣、住居等で、地域の特色を示すもの</p> <p>二) 農業、商業、漁業、林業、製造業等の生業に係る生産用具、生産施設、建造物、農地、漁場等で、地域の特色を示すもの</p> <p>三) 祭祀法会等の中で行われる行事及び用具、奉納物、偶像類、社祀、建造物等で、地域の特色を示すもの</p> <p>四) 年中行事及び年中行事に係る用具、製作品、食習慣等で、地域の特色を示すもの</p> <p>五) 由来、内容等において地域の風俗習慣の特色を示すもの</p> <p>六) 民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、継承され地域の特色を示すもの</p> <p>七) 遺跡、歴史的な地割若しくは土地利用の在り方を示す土地、集落、建造物、墳墓、記念物、旧宅、庭園、民話の伝承地等で、地域の特色を示すもの又は地域住民にとって愛着のあるもの</p> <p>八) 生活及び生業等の営為によって形成された文化的景観のうち、地域の特色を示すもの又は地域住民にとって愛着のあるもの</p>	

<p>芸術文化 資産</p>	<p>音楽、美術、舞踊、 工芸技術その他 の文化的所産で、 地域住民にとっ て愛着のあるも の</p>	<p>一定の期間（おおむね 10 年）以上の活動実績 を有するもので、次のいずれかに該当するも の 一) 芸術上価値を有し、地域住民に美感を与え るもの 二) 技術又は技法が地域的特色を有するもの 三) 主たる原材料が地域的特色を示すもの 四) 地域の伝統文化、自然等を題材として創作 されたもの 五) 芸術作品の題材及び創造活動の背景とな ってきた眺望対象</p>	
<p>自然資産</p>	<p>森林、里山、谷津 田、河川、湖沼等 の周囲の環境と 一体をなし、環境 保全上有益なも の又は市民にと って鑑賞上価値 の高いもの並び に動物(生息地、 繁殖地及び渡来 地を含む。)、植 物(自生地を含 む。)及び地質鉱 物(特異な自然の 現象の生じてい る土地を含む。) で、地域住民にと って愛着のある もの</p>	<p>一定の期間（おおむね 30 年）以上経過したも ので、次のいずれかに該当するもの 一) 環境と一体をなし、気候、気象、地形、地 質、大気、水系、水質、生態系等環境保全 上有益なもの 二) 「美しさ」及び「やすらぎ」など地域の原風 景として鑑賞価値の高い風致景観 三) 人が日常管理を営んでいる地域に隣接し、 又は近接する土地のうち、人による維持管 理がなされている一団の樹林地又はこれ と草地、湿地、水辺地その他これらに類す る状況にある土地とが一体となっている もので、価値の高いもの 四) 絶滅危惧種等貴重な生物及び多様な動植 物の生息地、繁殖地、渡来地又は自生地 で、保全の必要のあるもの 五) 特異な自然の現象の生じている土地で、保 全の必要のあるもの 六) 動植物の生息地、繁殖地、渡来地又は自 生地若しくは特異な自然の現象の生じて いる土地で、地域住民にとって愛着のある もの</p>	